

○総務省令第九十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第二項に次の三号を加える。

六 無線標定業務を行う無線局であつて、七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものの送信設備

七 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局の送信設備

八 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備

第六条第四項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電

力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）

(1) テレメーター（(2)に規定する医療用テレメーターを除く。）用、テレコントロール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいい、(3)に規定する体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測、(4)に規定する国際輸送用データ伝送並びに(12)に規定するミリ波データ伝送を除く。）

用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

(一) 三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下の周波数

(二) 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数

(三) 四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数

(四) 九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数

(五) 一、二一五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数

(2) 医療用テレメーター（病院、診療所その他の医療機関又は研究機関において、生体信号の伝送を行うテレメーターをいう。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

(一) 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数

- (二) 四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数
- (3) 体内植込型医療用データ伝送（体内の無線設備と体外の無線制御設備との間で行う医療の用に供するデータ伝送をいう。）用及び体内植込型医療用遠隔計測（体内の無線設備が得た情報を体外の受信設備に対して自動的に送信することをいう。）用で使用するものであつて、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- (4) 国際輸送用データ伝送（国際輸送用貨物（設備規則第四十九条の十四第五号イに規定する国際輸送用貨物をいう。）の管理の業務の用に供するものであつて、国際輸送用データ伝送設備（同号イに規定する国際輸送用データ伝送設備をいう。以下同じ。）と国際輸送用データ制御設備（同号イに規定する国際輸送用データ伝送設備をいう。）との間又は国際輸送用データ伝送設備相互間のデータ伝送をいう。）用で使用するものであつて、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- (5) 無線呼出用で使用するものであつて、四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- (6) ラジオマイク（7）に規定する補聴援助用ラジオマイクを除く。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 七三・六MHzを超え七四・八MHz以下の周波数

- (7) 補聴援助用ラジオマイク（聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 七五・二MHzを超え七六・〇MHz以下の周波数
- (二) 一六九・三九MHzを超え一六九・八一MHz以下の周波数
- (8) 無線電話（(6)に規定するラジオマイク、(7)に規定する補聴援助用ラジオマイク及び(9)に規定する音声アシスト用無線電話を除く。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数
- (二) 四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数
- (9) 音声アシスト用無線電話（視覚障害者の歩行を援助するための情報の情報を音声によつて伝達する無線電話をいう。）用で使用するものであつて、七五・二MHzを超え七六・〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- (10) 移動体識別（設備規則第二十四条第十五項に規定する移動体識別をいう。）用で使用する

ものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

(一) 九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数

(二) 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数

(11) ミリ波レーダー（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、無線標定業務を行うものをいう。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

(一) 六〇GHzを超え六一GHz以下の周波数

(二) 七六GHzを超え七七GHz以下の周波数

(三) 七七GHzを超え八一GHz以下の周波数

(12) ミリ波画像伝送（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して行う画像伝送をいう。）用及びミリ波データ伝送（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して行うデータ伝送をいう。）用で使用するものであつて、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの

(13) 移動体検知センサー（主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報（対象物の存在、位置、動き、大きさ等）を高精度で取得するために使用するセンサーであつて、無線標定業務を行うものをいう。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

- (一) 一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下の周波数（屋内において使用する場合には限る。）
- (二) 二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数

(14) 動物検知通報システム（国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又はこれに付随する制御をするための無線通信を行う無線設備をいう。）用で使用するものであつて、一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

第六条第四項第六号中「一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下又は一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下であつて総務大臣が別に告示する周波数のほか、一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHzを「一、八八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz」に改める。

第十五条の三第二号中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)から(18)までを(3)から(16)までとし、(19)を削り、同条第十号中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)から(8)までを(2)から(6)までとし、同号(9)中「（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）」を削り、同(9)を同号(7)とし、同号(10)中「（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）」を削り、同(10)を同号(8)とし、同号中(11)を(9)とし、(12)を(10)とする。

第三十三条第六号(1)中「第四十九条の六の三第一項及び第三項、」及び「（第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合するものにあつては、送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）」を削る。

別表第四号中「第39条第2項」を「第39条第3項」に改める。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二の二第二項中「第九条の四第三号」を「第九条の四第四号イ」に改める。

第二十一条第十三項中「フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局」を「設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局」に改める。

別表第二号の二第2注9(2)中「~~第49条の6の2及び~~」を削り、同表第3注9(1)中「~~第49条の6の2、~~」を削る。

別表第二号の三第1注25ただし書中「、~~時分割多元接続方式携帯無線通信~~」を削る。
(無線設備規則の一部改正)

第三条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

「第四節の三 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備(第四十九条の六)

目次中 第四節の三の二 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備(第四十

第四節の三の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備(第四

九条の六の二)

を 「第四節の三 携帯無線通信の中継を行う無線局の無

十九条の六の三・第四十九条の六の四)」

第四節の三の二 符号分割多元接続方式携帯無線通

線設備 (第四十九条の六―第四十九条の六の三)

「第四節の二十八 時分割・周波数分

信を行う無線局等の無線設備 (第四十九条の六の四)」

に、 第四節の二十九 二〇〇MHz帯広帯域

第四節の三十 二三GHz帯の周波数の

割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備 (第四十九条の三十)

移動無線通信を行う無線局の無線設備 (第四十九条の三十一)

を

電波を使用する陸上移動局の無線設備 (第四十九条の三十二)

」

第四節の二十八 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備 (第四十九条の三十)

第四節の二十九 二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備 (第四十九条の三十一

)」に改める。

第三条第一号中「間で」の下に「直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により」を、「デジタル空港無線通信」の下に「及び第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 削除

第三条中第十一号を削り、第十号を第十三号とし、第九号の次に次の三号を加える。

十 「広帯域移動無線アクセスシステム」とは、電気通信業務を行うことを目的として、二、五四MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うシステムをいう。

十一 「直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」とは、通信方式に直交周波数分割多元接続方式を用いる広帯域移動無線アクセスシステムをいう。

十二 「時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」とは、通信方式に直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式、直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式、シングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を用いる広帯域移動無線アクセスシステムをいう。

第九条の四第四号イ中「一、九一九・四五MHz」を「一、九一五・五五MHz」に改め、同条第八号中

「又は七六GHzを超え七七GHz以下」を「七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下」に改める。

第十四条第一項の表六の項(一)中「第四十九条の三十一」を「第四十九条の三十」に改め、同項(二)中「及び十六の項から十八の項まで」を「十六の項及び十七の項」に改め、同表九の項中「又は七六GHzを超え七七GHz以下」を「七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下」に改め、同表十の項及び十一の項を次のように改める。

<p>十 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。</p>	<p>陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行う陸上移動局を除く。）と通信を行うもの。</p> <p>陸上移動局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>陸上移動中継局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一八MHzを</p>	<p>八七</p> <p>八七</p> <p>八七</p>	<p>六一</p> <p>五〇</p> <p>五九</p> <p>六一</p>
--	---	-------------------------------	---

<p>以下同じ。）の送信設備</p>	<p>十一 符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備</p>
<p>超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。 。）であつて、基地局と通信を行うもの</p>	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度（拡散符号によりスペクトル拡散された信号の速度をいう。以下同じ。）が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p> <p>(二) 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもののうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備で</p>
<p>五九</p>	
<p>六一</p>	

<p>あつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p> <p>(四) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもののうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p>	
<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸</p>	<p>八七</p> <p>四七</p>

<p>上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>次に掲げる送信設備であつて、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>		<p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>
	<p>四八</p>	<p>六七</p>	<p>四八</p>	<p>五八</p>

-
-
- (一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三八四メガチップのもの
- (二) 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの
- (三) 第四十九条の六の五に定める陸上の
-
-
-

移動局の送信設備
であつて、拡散符
号速度が毎秒三・
八四メガチップの
もの

(四) 時分割・符号分
割多重方式携帯無
線通信設備の試験
のための通信等
を行う無線局の送
信設備であつて、
基地局と通信を行
うものうち、拡散
符号速度が毎秒三
・八四メガチップ
のもの

<p>次に掲げる送信設備であつて、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三八四メガチップのもの</p> <p>(二) 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八七</p>	<p>五八</p>
<p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八七</p>	<p>四七</p>	

-
-
- 無線局の送信設備
であつて、基地局
と通信を行うもの
- (三) 第四十九条の六
の五に定める陸上
移動局の送信設備
であつて、拡散符
号速度が毎秒三・
八四メガチップの
もの
- (四) 時分割・符号分
割多重方式携帯無
線通信設備の試験
のための通信等
を行う無線局の送
信設備であつて、基
-
-
-

		地局と通信を行う ものうち、拡散 符号速度が毎秒三 ・八四メガチップ のもの	

第十四条第一項の表中十六の項を削り、十七の項を十六の項とし、十八の項を十七の項とし、十九の項を十八の項とする。

第十四条の二第一項中「（電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うものをいう。以下同じ。）」を削る。

第二十四条第三項の表を次のように改める。

無線局の種類別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	七二八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満	任意の一〇〇kHz幅で（一） 四八・八デシベル（一ミリ ワットを〇デシベルとする

<p>以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下</p>	<p>。以下この項から第八項までにおいて同じ。）以下の値</p> <p>任意の一MHz幅で（一）三八・八デシベル以下の値</p>
<p>一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電</p>	<p>ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満</p> <p>イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値</p> <p>任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値</p>

	波を受信する受信装置		
陸上移動中継局	<p>七二八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満</p> <p>イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHz幅で(一) 四八・八デシベル以下の値</p> <p>任意の一〇〇kHz幅で(二) 五七デシベル以下の値</p> <p>任意の一MHz幅で(一) 四七デシベル以下の値</p>
<p>一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九</p>	<p>ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満</p> <p>イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHz幅で(一) 四八・八デシベル以下の値</p> <p>任意の一〇〇kHz幅で(二) 五七デシベル以下の値</p> <p>任意の一MHz幅で(一) 四七デシベル以下の値</p>	

	二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置
--	---

第二十四条第四項中「九一五MHz以下又は九一五MHz」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHz」に改め、同項第二号の表を次のように改める。

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 八一五MHzを超え八四五MHz以下	任意の三〇kHz幅で(一)八〇デシベル以下の値
		イ 八六〇MHzを超え八九〇MHz以下	任意の三〇kHz幅で(一)六〇デシベル以下の値
		ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇kHz幅で(一)四七デシベル以下の値
		ア 八一五MHzを超え八四五MHz以下	任意の一MHz幅で(一)六一デシベル以下の値

	<p>信する受信装置（八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波と組み合わせる使用のものに限る。）</p>	<p>イ 八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数</p>	<p>任意の一MHz幅で（二）七六デシベル以下の値</p>
	<p>ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数</p>	<p>任意の三〇kHz幅で（二）四七デシベル以下の値</p>	

第二十四条第五項第二号中「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同号の表中「一、九一・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同条第六項中「一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、八四四・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同項第一号の表基地局の項中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同表陸上移動局の項中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に改め、同項第二号中「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同号の表基地局の項中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同表陸上移動局の項中「一、八四四・九MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同表陸上移動局の項中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に改め、同項第三号の表基地局の項中「一、八三九・九MHz」を「一、八二九・九MHz」に改め、同条第七項第二号中「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同条第十三項を次のように改める。

13 五七GHzを超え六六GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 五七GHzを超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置

一〇〇マイクロワット以下

二 七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
帯域外領域に相当する帯域	任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が一〇〇マイクロワット以下
スプリアス領域に相当する帯域	任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が五〇マイクロワット以下

第二十四条第十四項中「、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局」を削る。

第四十九条の六第一項中「次条及び」を削り、「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に、「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に改め、「（第三項に規定するものを除く。）」

を削り、同条第三項を削る。

第四章第四節の三の二及び第四節の三の三の節名を削る。

第四十九條の六の二及び第四十九條の六の三を次のように改める。

第四十九條の六の二及び第四十九條の六の三 削除

第四十九條の六の四第一項ただし書を削り、同項の表中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に、「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同条第二項第一号二中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同項第三号口中「一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する」及び「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては、等価等方輻射電力は二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）以下であること。ただし、八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、実効輻射電力は三〇デシベル以下であること。

第四十九條の六の四の前に次の節名を加える。

第四節の三の二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

第四十九条の六の五第一項の表中「八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下」を削り、「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に、「八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九四〇MHz以下」を「九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」に、「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に、「九一五MHz以下、九一五MHz」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHz」に改め、同条第二項第一号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとし、同項第六号中「一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の」を「一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の」に改め、同号ただし書中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同条第五項中「第四十九条の六の三第二項又は」及び「第四十条の六の三第二項第四号又は」を削り、同項第一号中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「本項」を「この項」に改め、同項第二号中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改める。

第四十九条の六の九第一項の表中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に、「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同条第二項第一号ニ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改める。

第四十九条の六の十一第一項の表中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に、「一、七

四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同条第二項第一号ハ中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改める。

第四十九条の八の三第三項第二号イ中「一、九〇八・三五MHz以上一、九一五・五五MHz以下及び一、九一八・五五MHz以上一、九一九・四五MHz以下」を「及び一、九〇八・三五MHz以上一、九一五・五五MHz以下」に改め、同号ロ中「及び一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下」及び「（通話チャンネルとして使用する場合は、〇・五ワット以下）」を削り、同項第三号イ中「及び一、九一八・五五MHz以上一、九一九・四五MHz以下」を削り、同号イただし書中「実効^{ふく}輻射電力」を「実効輻射電力」に改め、同号ロ中「及び一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下」及び「（通話チャンネルとして使用する場合は、一〇デシベル以下）」を削り、同号ロただし書中「実効^{ふく}輻射電力」を「実効輻射電力」に改め、「（通話チャンネルとして使用する場合は、一〇デシベル）」及び「（通話チャンネルとして使用する場合は、〇・五ワット）」を削り、同号ニただし書中「及び一、九一八・五五MHz以上一、九一九・四五MHz以下」を削り、同条第四項第二号及び第三号中「一、九一九・四五MHz」を「一、九一五・五五MHz」に改める。

第四十九条の十四に次の一号を加える。

十四 七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する無線標定業務のもの

イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線系

については、この限りでない。

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三五デシベル以下であること。

第四十九条の二十二の二第一項第二号ただし書中「及び空中線系」を「、空中線系その他総務大臣が別に告示するもの」に改める。

第四十九条の二十八第一項中「二、六二五MHz」を「二、六五五MHz」に改め、同項第一号イを次のように改める。

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局（中継（広帯域移動無線アクセスシステムにおいて行われる無線通信の中継をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

第四十九条の二十八第一項第二号を次のように改める。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継

局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 送信バースト長及び隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

第四十九条の二十八第二項第一号中「二〇ワット以下」の下に「(チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下)」を加え、同条第三項第二号を次のように改める。

二 送信空中線の絶対利得は、二五デシベル以下であること。

第四十九条の二十八第三項第三号中「(一)三〇デシベル」を「(一)三三デシベル(二、五四MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信する無線設備であつて、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、(一)三〇デシベル)」に改め、同条第四項中「であつて送信バースト長が五ミリ秒のもの」を削り、同項第一号中「〇・二ワット」を「〇・四ワット」に改め、同項第二号中「二デシベル」を「五デシベル」に改め、同項第三号中「再生中継方式(受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。)」による中継を行うものにあ

つては、「」を削り、「(一)三〇デシベル」の下に「(基地局と通信を行う陸上移動局(中継を行うものに限る。))の無線設備にあつては、(一)三三デシベル」を加え、同条第五項中「(送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。)」を削る。

第四十九条の二十九第一項中「時分割・直交周波数分割多元接続方式」の下に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加え、「二、六二五MHz」を「二、六五五MHz」に改め、同条第四項第三号中「再生中継方式」の下に「(受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。)」を加える。

第四章第四節の二十八を削る。

第四十九条の三十一の見出しを削り、同条を第四十九条の三十とする。

第四章第四節の二十九を同章第四節の二十八とする。

第四十九条の三十二の見出しを削り、同条を第四十九条の三十一とする。

第四章第四節の三十を同章第四節の二十九とする。

第五十四条第一号中「一五〇MHz帯の周波数」を「一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局(一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。次号において同じ。)」に改め、同条第二号中「一五〇MHz帯又は四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの」を「一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線

局（三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。）に改める。
第五十七条の三ただし書中「、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」及び「、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局」を削る。

第五十八条の二の三の二第二号中「、毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同条第三号の表毎秒三・六八六四メガチップのもの項を削る。

別表第一号注31(1)ア中「(回線)3回に並列する線路の浦添設備を使用するものを添へ。）」を削り、「次式」を「次の式」に改め、同(1)イからエまでを削り、同(1)オ中「915MHz以下又は915MHz」を「890MHz以下、900MHzを超え915MHz」に改め、同オ中「次式」を「次の式」に改め、同オを同(1)イとし、同(1)カ中「1,749.9MHz」を「1,744.9MHz」に、「1,844.9MHz」を「1,839.9MHz」に改め、同カ(ア)中「次式」を「次の式」に改め、同カ(イ)中「又は毎秒3.6864メガチップ」を削り、同カを同(1)ウとし、同(1)キ中「次式」を「次の式」に改め、同キを同(1)エとし、同(1)ク中「次式」を「次の式」に改め、同クを同(1)オとし、同(1)ケ(ア)中「次式」を「次の式」に改め、同ケを同(1)カとし、同(1)コ中「次式」を「次の式」に改め、同コを同(1)キとし、同(1)サ(ア)から(ウ)までの規定中「次式」を「次の式」に改め、同サを同(1)クとし

、同注31(6)中「1,919.45MHz」を「1,915.55MHz」に改め、同注31(16)ア及びイを次のように改める。

ア 基地局

2 (10⁻⁶)

イ 陸上移動局

2 (10⁻⁶)

別表第一号注31(18)を削り、同表注34(2)中「又は76GHzを超え77GHz以下」を「76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下」に改める。

別表第二号第11を次のように改める。

第11 削除

別表第二号第12の2中「915MHz以下又は915MHz」を「890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下又は945MHz」に改め、同2(3)中「718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下」を削り、同第12の3中「1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHz」を「1,744.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,839.9MHz」に改め、同3(3)中「又は毎秒3.6864メガチップのもの」を削り、同表第27の1中「1,919.6MHz」を「1,915.7MHz」に改め、同表第50中2を削り、3を2とし、同表第51の1及び2を次のように改める。

1 チヤネル間隔が5MHzのもの

4.9MHz

2 チヤネル間隔が10MHzのもの

9.9MHz

別表第二号第51に次のように加える。

3 チヤナル間隔が20MHzのもの

19.9MHz

別表第二号第53を次のように改める。

第53 削除

別表第三号17中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同表21(1)アの表中「1,919.6MHz」を「1,915.7MHz」に改め、「898MHz以上901MHz以下、915MHz以上925MHz以下」を「同(1)イの表中「1,919.6MHz」を「1,915.7MHz」に改め、同表46を次のように改める。

46 削除

別表第三号56中「55」を「56」に改め、同表56を同表57とし、同表55の次に次のように加える。

56 77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域における不要発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が100μW以下	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が50μW以下

(無線機器型式検定規則の一部改正)

第四条 無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表周波数測定装置の項中「800MHz 非携帯・自動無線電話通信を行う陸上移動局の用に供する送信機置の機器の項及び1,500MHz 非携帯・自動無線電話通信を行う陸上移動局の用に供する送信機置の機器の項を添き、」を削る。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号の二中「簡易無線局」の下に「（一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。）」を加え、同項中第十号の二及び第十号の三を削り、第十一号及び第十一号の二を次のように改める。

十一及び十一の二 削除

第二条第一項第十一号の二の二及び第十一号の二の三を削り、同項第十一号の四中「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同項第十一号の五中「無線局」の下に「（設備規則第十四条第一項の表十一の項（二）に規定する無線局をいう。以下同じ。）」を加え、同項第十一号の六、第十一号の六の三及び第十一号の六の五中「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同項第四十九号中「のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの」を削り、同項第五十号を次のように改める。

五十 削除

第二条第一項第五十一号中「であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの」を削り、同項第五十二号を次のように改める。

五十二 削除

第二条第一項第五十二号の二及び第五十二号の三中「のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの」を削り、同項第五十五号及び第五十六号を次のように改める。

五十五及び五十六 削除

第二条第一項第六十一号及び第六十二号中「第四十九条の三十一」を「第四十九条の三十」に改め、同項第六十五号中「第四十九条の三十二」を「第四十九条の三十一」に改め、同条第二項中「第十号の二、第十一号」を削り、「第五十二号、第五十四号及び第五十六号」を「及び第五十四号」に改める。

「
第十項一第条二第
第十項一第条二第
第十項一第条二第
第十項一第条二第
第十項一第条二第
第十項一第条二第
第十項一第条二第
」

第十項一第条二第

第十項一第条二第
第十項一第条二第

第十項一第条二第
第十項一第条二第

		○	○	○	○	備設線無の号
	15注○	○	○	○	○	備設線無の二の号
		○	○	○	○	備設線無の三の号
	15注○	○	○	○	○	備設線無の号一
		○	○	○	○	備設線無の二の号一
		○	○	○	○	備設線無の二の二の号一
		○	○	○	○	備設線無の三の二の号一

		○	○	○	○	備設線無の号
--	--	---	---	---	---	--------

		○	○	○	○	備設線無の五の号一
		○	○	○	○	備設線無の六の号一

		○	○	○	○	備設線無の五の号一
		○	○	○	○	備設線無の六の号一

別表第一号一(3)アの表中

	○			17注○					
	○	○	○	○					
	○	○	○	○					
	○	○	○	○					
	○	18注○	16注○	17注○					
	○	○		○					
	○	○		○					

を

	○			17注○					
--	---	--	--	------	--	--	--	--	--

に、

	○	18注○	16注○	17注○					
	○	18注○	16注○	17注○					

を

	○	○	16注○	○					
	○	○	16注○	○					

に、

第
第

第
第

第
第
第

第

第
第
第

第

--	--	--	--	--	--	--	--	--

	○	○	○	備設線無の九の号一十第項一第条二
	○	○	○	備設線無の十の号一十第項一第条二

	○	○	○	備設線無の九の号一十第項一第条二
	○	○	○	備設線無の十の号一十第項一第条二

	○	○	○	備設線無の号十五第項一第条二
	○	○	○	備設線無の号一十五第項一第条二
	○	○	○	備設線無の号二十五第項一第条二

	○	○	○	備設線無の号一十五第項一第条二
--	---	---	---	-----------------

	○	○	○	備設線無の三の号四十五第項一第条二
	○	○	○	備設線無の号五十五第項一第条二
	○	○	○	備設線無の号六十五第項一第条二

	○	○	○	備設線無の三の号四十五第項一第条二
--	---	---	---	-------------------

注○	16注○	17注○								○
注○	16注○	17注○								○

を

○	16注○	○								○
○	16注○	○								○

に、

	○	○								○
	○	○							15注○	○
	○	○							15注○	○

を

	○	○							15注○	○
--	---	---	--	--	--	--	--	--	------	---

に、

	○	○								○
	○	○								○
	○	○							15注○	○

を

	○	○								○
--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	---

に改め、
同表注

										○	18
										○	18

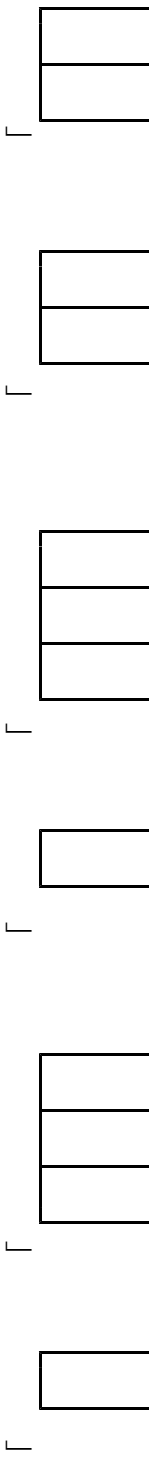
										○	
										○	

										○	
										○	
										○	

										○	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

										○	
										○	
										○	

										○	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--



7中「又は七六GHzを超え七七GHz以下」を「七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下」に改め、同表注17中「若しくは第三項」を削り、「第四十九条の二十八第四項第三号」を「第四十九条の二十九第四項第三号」に改める。

別表第一号一(3)ウ中「、第十号の二、第十一号、第十一号の二(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)」及び「、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号」を削る。別表第二号第三注1ただし書中「若しくは76GHzを超え77GHz以下」を「、76GHzを超え77GHz以下若しくは77GHzを超え81GHz以下」に改める。

第2条第1項第10号に掲げる無線設備	V T
第2条第1項第10号の2に掲げる無線設備	W
第2条第1項第10号の3に掲げる無線設備	R Z

様式第7号注4の表中

第2条第1項第11号に掲げる無線設備	XZ	第2条
第2条第1項第11号の2に掲げる無線設備	YZ	
第2条第1項第11号の2の2に掲げる無線設備	WV	
第2条第1項第11号の2の3に掲げる無線設備	DT	

第1項第10号に掲げる無線設備

VT

第2条第1項第50号に掲げる無線設備
 第2条第1項第51号に掲げる無線設備
 第2条第1項第52号に掲げる無線設備

HV
IV
JV

第2条第1項第51号に掲げる無線設備

IV

第2条第1項第51号に掲げる無線設備

第2条第1項第51号に掲げる無線設備
第2条第1項第51号に掲げる無線設備
第2条第1項第51号に掲げる無線設備

1 項第54号の3に掲げる無線設備	NT
1 項第55号に掲げる無線設備	MV
1 項第56号に掲げる無線設備	NV

を

第2条第1項第54号の3に掲げる無線設備

NT

に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第三条の規定による改正前の設備規則（次条において「旧規則」という。）第四十九条の六、第四十九条の六の三から第四十九条の六の五まで、第四十九条の六の九、第四十九条の六の十一、第四十九条の八

の三、第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九の無線局の無線設備の条件については、第三条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 この省令の施行の際現に受けている旧規則第四十九条の六、第四十九条の六の三から第四十九条の六の五まで、第四十九条の六の九、第四十九条の六の十一、第四十九条の八の三、第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九の無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。